賃貸借契約書 (案)

公益財団法人埼玉県公園緑地協会(以下「甲」という。)○○○(以下「乙」という。)とは、○○○に関し、次のとおり契約を締結する。

(契約目的)

第1条 乙は、その所有する次の物品(以下「物品」という。)を甲の使用に供し、 甲に対し適切な操作方法もサポートする。

(納品場所)

第2条 物品の納品場所は、仕様書記載のとおり。

(契約期間)

第3条 物品の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間 とし、解約の意思表示をしない場合、自動更新となる。

(契約金額)

第4条 物品の賃借料は、年額〇〇〇〇円(消費税及び地方消費税額〇〇〇円を 含む。)とする。

(請求及び支払)

- 第5条 乙は、甲に対して第4条第1項に定める年額について、請求するものとする。
- 2 甲は、前項による適法な請求書を受理した日から30日以内に、これを乙に支払うものとする。

(物品の管理)

- 第6条 甲は、善良な管理者の注意をもって物品の管理に当たるものとする。 (納入期限の延長)
- 第7条 乙は、天災その他やむを得ない理由により賃貸借開始日までに物品を指定納品場所に納品することができない場合は、その事由が発生した後速やかにその理由、設置の予定日等を記載した書面により、甲に設置日の変更を申し出なければならない
- 2 甲は、前項の申出を受けたときは、その内容を検討し、正当であると認めたとき は、設置日を延長することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(違約金)

- 第9条 乙は、契約の履行遅滞があったときは、遅延日数に応じ第4条に定める契約金額の総額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りではない。
- 2 甲の責めに帰すべき理由により、第6条第2項の規定による金額の支払いが遅

れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の変更)

第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(甲の契約解除権)

- 第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約 を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、 甲はその責めを負わないものとする。
 - (1) この契約の締結又は履行に当たり不正の行為をしたとき。
 - (2)納入期限内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 乙が、その責めに帰すべき理由により情報漏えい等の事故が発生したとき。
 - (4)前各号のほか、この契約に違反し、契約の目的を達することができないと 認められるとき。
 - (5) 乙(乙が共同企業体である場合には、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその 役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下 この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」 という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与し ていると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認め られるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 再委託契約その他の契約(以下「再委託契約等」という。)に当たり、そ の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と 契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該再委託契

約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項各号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。
- 3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。
- 4 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。
 - (1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。
 - (2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が契約金額の10分の1に相当する額に満たないときは、

乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。 (損害賠償)

- 第12条 乙は、その責めに帰すべき理由によって甲に損害を与えた場合、又は、前条第1項の規定により契約を解除された場合において、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金は甲に帰属するものとし、契約保証金が免除されているときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りではない。
- 2 前項の場合において、甲に生じた損害額が、当該契約保証金又は当該違約金の 額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に納付し なければならない。
- 3 乙は、甲が故意又は重大な過失によって物品に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して請求することができる。ただし、甲が物品を修理した場合は、その限度において、甲は、その責めを免れるものとする。
- 4 前3項の賠償額については、甲、乙協議して定めるものとする。 (物品の返還)
- 第13条 甲は、賃貸借の期間が満了したとき、又は第11条の規定によりこの契約 を解除したときは、物品を乙に返還するものとし、乙は速やかにこれを引き取るものとする。ただし、別に協議して定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による物品の返還に要する費用は、乙の負担とする。(談合等の不正行為に係る損害賠償)
- 第14条 この契約に関し、乙(共同企業体の場合にあっては、その構成員)が次の各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。
 - (1)この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、

又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- (2)納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3)納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を 含む。)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、甲に生じた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙は、前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該 期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、年2.5パーセント割合 で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

- 第15条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。)から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報(次項において「報告等」という。)をしなければならない。
- 2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力 団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をする よう措置を講じなければならない。

(定めのない事項等)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、 乙協議して決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通 を所持する。

令和 年 月 日

甲 さいたま市大宮区高鼻町四丁目130番地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

理事長 清水 匠

 \angle